

財務省告示第百六十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年四月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第七十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）の価格競争入札と同時に

行われる入札

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

ハ 口

札 発 行 争 入

六

イ

発

入 札 発 行 争

額 面 金 額 で 一 兆 七 千 三 百 五 十 一

であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者」  
価格競争入札の決定を  
した後に行われる入札であつ  
て、財務大臣が各国債市場特別  
参加者ごとに応募限度額を定め  
るものによる発行（以下「国債  
市場特別参加者」  
競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。各申込みの応募額を案分  
により割り当てて、各  
国債市場特別参加者ごとの  
応募額を割り当てる。



別債行争非者特国札非	入価発	十 十	九 八	二
参市及入価・別債発競	札格行行	イ 一	振 額 最	
加場び札格第参市行、入	発競価	口	替 単 位	
者特国発競	行争格日		額 面 金	
		十 額 格 十 額	五 万 円	円 七 百 六 十 四 億 四 千 六 百 四 十 五 万
		三 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九		
		一 面 金 額 上 百 円 に つ き 九 十 九 円 八		
		平 成 二 十 年 四 月 十 五 日		
		す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と		
		の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金		
		振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿		

の 経 利 入 価 ・  
払 過 札 格 第  
込 利 発 競  
み 子 率 行 争 非

(一) 年  
○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は、払込金額に追加された第  
二式により算出した金額を  
十号に規定する日に払い  
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{26}{365}$$

(二) 発行時にあって、その利子  
に係る所得税が源泉徴収され  
るものとして振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるも  
のについて、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該金  
額に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
にあって取得する者が非居住  
者又は外国人である場合に  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受けた金額を  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

平成二十年九月二十日を  
支払期とし、次の算式により  
金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十五年三月二十日
十六	償還金額	額面金額	につき百円
十七	償還金	額面金額	につき百円
十八	元金	額面金額	につき百円
十九	払込場所	日本銀行	
二十	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者	
二十	払込期日		平成二十年四月十五日